

公的研究費の管理・監査取扱規程

第1条（目的）

この規程は、株式会社Eサーモジェンテック（以下「会社」という。）における公的研究費の取扱いに関して、適正に運営及び管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（適用範囲）

公的研究費等の運営及び管理については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

第3条（定義）

この規程において「公的研究費等」とは、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン」に定める競争的資金等をいう。

第4条（責任と権限）

1. 会社の競争的資金等を適正に運営並びに管理するために最高管理責任者、統括管理責任者、コンプライアンス推進責任者を置く。
2. 最高管理責任者は、会社全体を統括し、競争的資金等の運営及び管理について最終責任を負うものとし、社長をもって充てる。
3. 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、運営及び管理について各部門を横断的に全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
4. コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の指示の下、競争的資金等の運営及び管理について、ひとつの部門を統括する実質的な責任と権限を持つものとする。
5. 最高管理責任者は、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って競争的資金等の運営及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
6. 体制については、当社ホームページ等で公表する。

第5条（不正防止計画）

最高管理責任者は、不正を発生させる要因の把握に努め、その要因に対する不正防止計画を策定し実施するとともに、その進捗管理に努めるものとする。

第6条（不正防止計画推進体制）

1. 会社の競争的資金等を適正に運営及び管理する組織として、情報セキュリティ委員会が最高管理責任者の下に不正防止計画を推進する。
2. 委員会は、不正防止計画の推進のため、次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 競争的資金等の運営・管理に係る実態の把握・検証に関すること。
 - (2) 関係部門と協力し不正発生要因に対する改善策を講ずること。
 - (3) 行動規範の策定等に関すること。
 - (4) その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。

第7条（相談・通報窓口の設置）

1. 会社における競争的資金等に係る事務処理手続きの相談および研究活動等の不正に関する会社内外からの告発等の通報を受ける窓口を置く。
2. 窓口は、当社のホームページ等で公表する。

第8条（内部監査）

1. 最高管理責任者は、不正の発生を最小限に抑えるため内部監査を実施する。
2. 内部監査は内部監査部門が担当し、不正発生要因に応じたモニタリング・監査を実施する。

第9条（調査委員会の設置）

1. 最高管理責任者は前条による監査で不正の疑い又は第7条による通報があった場合、事実の認定を行うために最高管理責任者を委員長とする調査委員会（必要に応じて会社に属さない第三者（弁護士、公認会計士等）を含む）を設置する。
なお、第三者の調査委員は、会社及び告発者、被告発者と直接の利害関係を有しないものでなければならない。
2. 会社は、必要に応じて、被告発者等の調査対象となっている者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。
3. 調査委員会は不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する。
4. 最高管理責任者は、前項の報告書を精査し、不正の疑いが認められる場合、就業規則に基づく懲罰を決定するものとする。

第10条（配分機関への報告及び調査への協力）

1. 会社は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議する。
2. 会社は、告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者がかかわる他の競争的資金等における管理・監督体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。
3. 会社は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。
4. 会社は、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出または閲覧、現地調査に応じる。

第11条（補足）

この規程に定めるもののほか、競争的資金等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。